

車両積載区域及び Ro-Ro 区域に設置する固定式水系消火装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

車両積載区域及び Ro-Ro 区域に設置する固定式水系消火装置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 20.6.1 規則において、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に設置する固定式水系消火装置に関しては、次のいずれかの基準を満足する旨規定されている。

- ・ 特殊分類区域のための固定式消火装置に関する勧告（IMO 決議 A.123(V)）
- ・ 決議 A.123(V)と同等な固定式水系消火装置の承認に関する指針（MSC.1/Circ.1272）

当該決議 A.123(V)に関して、トラック等の大型車両の火災にも十分対応できるよう、設置場所の甲板高さに応じて要求される消火装置の性能基準等を強化すると共に、決議 A.123(V)及び MSC.1/Circ.1272 を一つの指針に纏めるべく、IMO において見直しが行われてきた。

その結果、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に設置する固定式水系消火装置の設計及び承認に関する指針が承認され、MSC.1/Circ.1430 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1430 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に設置する固定式加圧水噴霧装置は、MSC.1/Circ.1430 のうち当該装置に係る要件（第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項）に従う旨を規定した。
- (2) 上記(1)の固定式加圧水噴霧装置との同等性を実証することにより使用が認められるその他の固定式水系消火装置については、MSC.1/Circ.1430 のうち当該装置に係る要件（第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項）に従う旨を規定した。